

藤岡市建設工事等予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤岡市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等に係る業務（以下「工事等」という。）において、入札契約制度の透明性確保の観点から当該工事等に係る予定価格を事前公表するため、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札及び随意契約により契約する工事等とする。ただし、随意契約により1者のみから見積徴収を行う場合は、公表の対象から除くものとする。

(公表する予定価格)

第3条 事前公表する予定価格は、藤岡市契約規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）第7条の規定により定めた価格であって、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

(公表の方法)

第4条 対象工事等における予定価格の事前公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札（条件付等を含む。）においては、入札公告により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札（公募型等を含む。）においては、指名通知書により公表するものとする。
- (3) 随意契約においては、見積依頼書により公表するものとする。

(入札執行条件)

第5条 予定価格を事前公表する工事等の入札及び見積徴収（以下「入札等」という。）については、規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札等の条件とするものとする。

- (1) 入札等の回数は、1回とし、落札・採用業者がない場合は入札等を中止し、不調とする。
- (2) 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が次に掲げる金額に該当するときは、入札等時に金額の根拠となる積算内訳書の提出を求めるものとする。

ア 建設工事 130万円を超えるもの

イ 測量、建設コンサルタント等に係る業務 1,000万円以上

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。